

## ○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(福井県)

福井県若狭健康福祉センターでは、平成18年度からCW、保健師、栄養士が連携し、在宅被保護者のうち、特に保健指導や栄養指導が必要と思われる世帯に対し、疾病の改善、健康の維持増進(医療扶助費削減)を目的にプログラムを策定し支援している。

### 1 概要

○ 健康維持、疾病予防、早期発見、早期治療など積極的に取り組む意識が十分でない被保護世帯に対し、その世帯の生活環境(衣・食・住の状況、衛生面)、健康状態(栄養、休養、運動、自覚症状等)、心の状態(寂しさ、不安)などを改善すべく、効果的な支援方を所内関係者検討会(保健師、栄養士、SV、CW)にて決定し、CWの家庭訪問時に保健師または栄養士が同行し、保健指導や栄養指導等を行う。

### 2. 支援内容

○慢性疾患を抱える被保護者

通院状況や服薬状況、担当医からの指示、指導事項の聞き取り。阻害要因を分析し、良好な療養態度を継続するよう指導する。

○閉じこもりがちな被保護者

閉じこもっている理由等を聞き取り、精神的なもの・体力的なもの要因別に町内に所在する高齢者センターや入浴施設等への通所を働きかける。

○栄養状態が不適当な被保護者

嗜好調査(好き嫌いを含めた)により、好む食材等による効果的な栄養摂取方法や代表的な献立例を指導する。

低廉な費用でできる食材の情報提供やその入手方法、各食材ごとの賞味期限、調理における衛生管理の方法などの指導を行う。

○認知症状が出現している被保護者

生活面、衛生面、金銭管理面等総合的に判断し、在宅生活可能な者は、継続して指導。要介護認定を要する者は、申請勧奨や施設入所の可能性を検討する。

### 3. 支援結果

支援対象者 平成18年度 5人 平成19年度 5人

○専門知識を持つ保健師、栄養士が家庭訪問を行うため、被保護者に健康に関する意識が高まった。

○問診・血圧測定等により健康面を含めた安心感が生まれ、孤立しがちな被保護者の心の面においても効果があった。

○メタボリック症候群の被保護者は、自ら体重管理を行う努力を行うなど意欲の増長が見られた。

○目に見える医療扶助費削減には至っていないが、疾病予防、状態の維持により医療扶助費削減につながっていると推測される。

## ○ 障害者に対する就労支援プログラムの事例（甲州市）

甲州市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取り組みとして、平成18年度から甲州市障害者地域支援センターにおいて、山梨県精神障害者退院促進支援事業を実施している。  
この事業のメニューの一つである就労支援の活用により、生活保護受給者の障害者に対する就労支援プログラムを策定した。

### 1 自立指導員の配置

甲州市障害者地域生活支援センター職員5名（甲州市社会福祉協議会職員3名、市障害福祉担当職員2名（精神保健福祉士、保健師）、平成18年度養成した自立支援員12名を配置。

### 2 支援対象者

山梨県精神障害者退院支援事業は精神障害者のみが対象であるが、身体、知的等障害の種別を問わず、支援を実施している。

### 3 就労支援の方法

#### （1）支援対象者の選定

精神障害者については各医療機関から推薦を受け、峡東圏域自立促進支援協議会において選定を行なう。

生活保護受給者の障害者は福祉事務所の生活保護担当と甲州市障害者地域生活支援センター職員が連絡協議し、本人の同意を得て支援にあたる。

#### （2）退院促進事業における自立支援員等の支援

①退院促進 本人の意向確認、環境調整、施設等入所調整、在宅福祉サービスの利用調整

②生活支援 各種制度手続支援、定期訪問、モニタリング、関係機関との調整、サービス内容変更

③就労支援 ハローワーク同行、授産施設等紹介及び同行、調整、各種手続支援

退院支援のみならず、退院後のアフターフォローを継続して実施し、入院するリスクが高い者への予防的な支援も併せて実施。

○ 就労支援プログラムの事例（上田市）

上田市では、就労可能な者に対する支援を、従前の各CWによる支援に加えて組織的に行うために、平成19年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、支援対象者をハローワークが実施する就労支援セミナーに参加させたり、履歴書の書き方や面接の受け方に対する指導を行うことで就職に対する心構えを高めるための支援を行っている。

1 就労支援の取組み

- 平成19年度から、就労支援員を1名雇用し、就労支援を実施。
- 平成19年度から、就労準備支援プログラムとして就労支援セミナーへの参加勧奨、履歴書記入や面接の受け方の指導を実施

2 就労支援の流れ

- 就労準備支援プログラムの実施  
 就労支援検討会において、就労準備支援対象者として選定された者に対しては、ハローワークへの登録の後、具体的な求職活動を行う前に、ハローワークで実施する就労支援セミナーへの参加や、履歴書の書き方及び面接の受け方について地区担当員や就労支援員による指導支援を行う。
- 就労支援員による支援  
 就労支援員は、ハローワークへの同行の他、就労準備支援（履歴書の書き方や面接の受け方指導）、ハローワークとの連携による求人情報の提供や情報交換を行う。

3 就労準備プログラムの実施状況

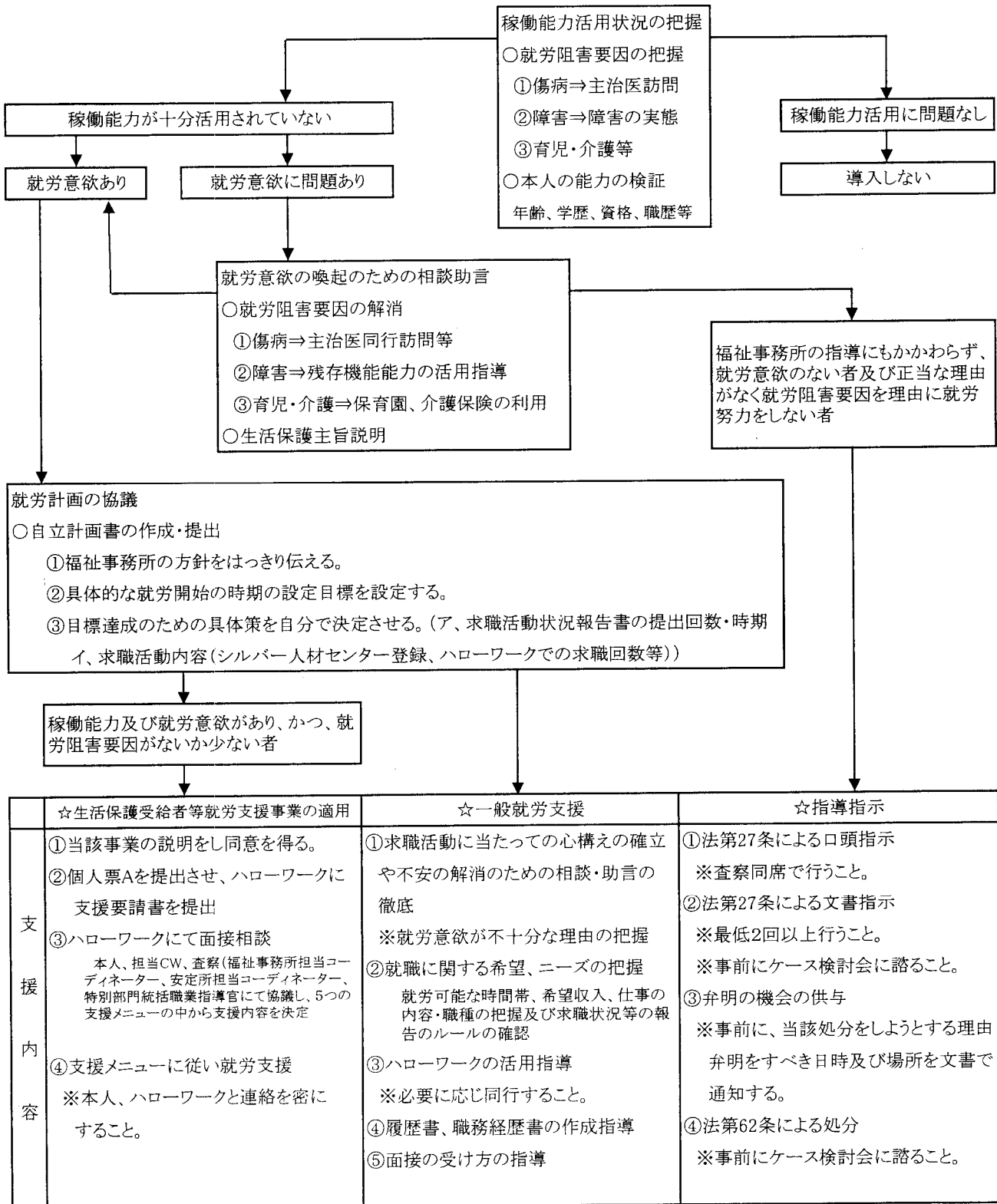
平成19年度	支援対象者数	就労開始者数
	20	2

4 就労支援員による支援状況

平成19年度	支援対象者数	就労開始者数
	21	3

## 稼働能力活用推進プログラム（愛知県清洲市）

就労意欲の低下や、何らかの就労阻害要因があるため、稼働能力の活用が十分生かされておらず、就労に対する援助を必要とする被保護者に対し、このプログラムを導入することによって、自立に向けた就労の開始及び収入の増加を図ることを目的に、以下のプログラムに基づき支援を図る。



※プログラム導入後の支援内容については、定期的に見直しを含めた検討を行うこととする。

## 「伊賀市」自立支援プログラムマニュアル④

### 就労に向けてのメンタルヘルスプログラム

#### 1. 目的

稼働能力を有するが就労意欲が乏しく、人とのコミュニケーションがうまくとれない者に対し、会社の面接の受け方や、人間関係をスムーズにさせるための生活心理学に関する講座を受講させることにより、自分の表現力をつけさせ、人付き合いがスムーズにできるよう自信を喚起する。

この取り組みは厚生労働省「自立支援プログラム」に基づいて行なう。

#### 2. 対象者

稼働能力を有するが就労意欲が乏しい者。

就労の経験はあるものの、長く続かない者。

人との話し方や自分の表現力に自信がないため、人とのコミュニケーションがうまくとれない者

#### 3. 実施内容

生活心理学に関する講師を依頼し、講義を受講させる。

平成19年4月から雇用予定の「就労支援専門員」の就労支援活動につなげる。

対象者の置かれている状況や病状を具体的に把握。

稼働能力を審査する。

就労に対する目的がないために意欲に欠ける者を聞き取りにより把握。

#### 3. 実施体制

三重県こころの医療センター 臨床心理士 精神保健福祉士

#### 5. 評価

受講後の面談を行い就労に対する意欲や、人とのコミュニケーションつくりに関する聞き取りを行なう。

対象者の意向を踏まえた上で「就労支援専門員」による支援への移行を検討する。

## ○中学3年生に対する高校進学支援事業（略称「中3学習会」）（滋賀県大津市）

大津市では、平成19年度から生活保護世帯や一人親世帯など様々な教育環境にハンデキャップを持っている中学3年生を対象として高校進学のための学習支援を行っている。

### 1 大津市福祉事務所における中学3年生を対象とした学習会の状況

- 大津市内にキャンパスのある龍谷大学や滋賀医科大学の学生達と民生委員協議会など関係機関の協力を得て実施。
- 市内には、生活保護を受けている中学3年生が53名。その中から南部地域に生活している家庭を対象として募集をかけたところ5名が参加。
- 毎週1回、瀬田南市民センターを利用して、無料で学習会を開催。
- 福祉事務所の自立支援員は、「中3学習会」の参加者募集、関係機関との連絡調整、場所の確保など運営管理全般を担当。
- 予算は、20万円。

### 2 平成19年度の支援の効果

○大学、地域、関係機関、福祉事務所の協働の取り組みを作り上げた

#### 龍谷大学瀬田BBS、滋賀医科大学ボランティアグループ

（立命館大学や滋賀大学にも協力を依頼している）

- ・学生が先生となり参加者に勉強を教える
- ・当番を決め、順番で生徒を教える
- ・申し送りのためのノート記入

#### 瀬田南地区民生委員児童委員協議会

- ・中学生や大学生の安全管理

#### 地域づくり推進委員会

- ・滋賀県と大津市が協働で学習会運営への資金提供

#### 少年センター、坂本市民会館

- ・同様の事業を実施（中央部、北部をカバー）
- ・運営についてアドバイス

#### 福祉事務所（生活福祉課、子ども家庭課、子ども家庭相談室）

- ・生活保護世帯だけでなく、母子家庭など、学習環境にハンディを持つ中学3年生を対象として参加者募集
- ・申込書を受け取り、関係者への個人情報開示について同意
- ・学校など必要事項について関係機関との連絡調整
- 生活保護制度で高校の授業料がでることや貸付制度について説明

#### 教育委員会学校教育課、瀬田中学、法務省保護観察課、滋賀BBS連盟

- ・問題発生時の相談協力に合意

## ○日常生活プログラムの事例（京都府）

山城北保健所では、平成19年度から、生活課題のある被保護者に対して、日常生活支援をすることで生活の質の向上を図り、安定した生活が継続できるようになることを目指して、日常生活支援プログラムを実施している。

### 1. 概要

- 担当ケースワーカーによって生活支援が必要であることが確認され、本人自身にもプログラムに参加する意志のある被保護者について、支援を実施する。
- 支援方針、支援内容等については、定期的を開催する「日常生活支援検討会」において協議した上で実施する。
- 検討会で決まった支援対象者に対する支援については、日常生活支援員が中心となって、担当ケースワーカーと連携をとりながら実施する。

### 2. 支援の内容

- 健康管理の支援
  - 体調・病状に応じた簡単な食事を、本人が実現可能な範囲で一緒に作って食べる。生活の中心である“食”を通じて、食べる楽しみを知ってもらう。
- 家庭・衛生管理の支援
  - 整理整頓、掃除、洗濯等、衛生的な生活の維持のためにアドバイスをする。
- 生活費管理の支援
  - 一緒にメニューを考えて買い物に行き、必要なものを適量購入できるようにする。
- 生活環境の充実の支援
  - 地域で孤立しがちな人について、集まって一緒に食事を作ったり食べたりして、交流し、意欲が向上するように働きかける。
  - 地域と交流できるように外出の機会を作ったり、地域の資源について情報提供したりする。
- 退院・退所後の在宅生活の支援
  - 在宅生活に移行したいと希望する人に対して、関係機関と協力して調理実習や宿泊練習をして、実生活に結びつく練習をする。

### 3. 支援結果

- 平成19年5月から実施し、12月までに、支援対象者を6人選定し、4人がプログラムに参加。

## 一 奈良県五條市における「精神障害者退院支援プログラム」の概要

奈良県五條市では、精神科病院へ入院している者を対象として、精神科業務委託医及び自立支援相談員を活用した在宅生活への移行支援を実施

### 1. 支援対象者

- 精神科病院に入院している者で、病状が安定しており受け入れ条件が整えば退院可能である者

### 2. 精神科業務委託医及び自立支援相談員の活用

- 精神科業務委託医及び自立支援相談員を設置し、支援業務に従事  
(費用についてセーフティーネット支援対策等事業費補助金を活用)

※主な役割

〔精神科業務委託医…医学的見地からの必要な助言及び指導  
自立支援相談員…本プログラムの実施に必要な事務及び支援対象者との面談 等

### 3. 退院支援の流れ

- 1 精神科病院における支援対象者の選定  
精神科病院の主治医と担当CWが相談の上、退院可能と思われる者を選定
- 2 福祉事務所における支援対象者及び支援方針の決定  
選定された者の中から、レセプトや医療要否意見書を基に精神科業務委託医、自立支援相談員、SV及び担当CWが協議の上、支援対象者及び支援方針を決定
- 3 関係機関会議の実施  
支援対象者に関する具体的な支援目標及び支援方針を明確にするため、各関係機関による会議を開催  
※関係機関:福祉事務所、医療機関、保健福祉センター、家族・親戚 等
- 4 支援対象者の改善状況等の確認  
1ヶ月毎に支援対象者の課題改善状況を確認し、今後の支援計画に反映  
退院後1ヶ月を目処に生活状況を確認し、不穏状態等の症状が見られるときは、退院前の主治医と今後の治療について協議

### 4. 支援結果

- 平成18年度は、1名の支援対象者のうち、1名が退院(施設入所)
- 平成19年度(4～12月)は、6名の支援対象者のうち、4名が退院(施設入所1名・在宅復帰3名)



○ 精神障害者退院促進プログラムの事例(尼崎市)

尼崎市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取り組みとして、平成17年度から退院促進支援員を配置し、退院促進事業支援を実施してきたが、更に、平成19年度から精神障害者退院促進支援員を配置し、精神障害者長期入院患者を対象に、退院促進及び自立支援を実施している。

1. 精神障害者退院促進支援員の配置

- 平成19年度から、福祉事務所に精神障害者退院促進支援員1名を配置している。

2. 支援対象者

- 生活保護受給者のうち、精神疾患による長期入院患者

3. 精神障害者退院促進の方法

- 支援対象者の選定  
精神疾患による長期入院患者全員の病状について、主治医訪問、レセプトの内容等により病状を把握のうえ判定を行い、退院可能な者を選定する。
- 精神障害者退院促進支援員による支援
  - ・選定した支援対象者に対して、退院への意欲喚起。
  - ・扶養義務者に対して、引き取り、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼。
  - ・退院後の受入先となる救護施設やグループホーム等の開拓と受入依頼等の連絡調整。

4. 関係機関との連携

- 障害者自立支援法における精神障害者退院促進支援事業の充実化が図られており、関係部局及び医療機関・施設等との連携を図り支援を行っていく。

5. 退院支援の効果

平成19年度(4~12月)	精神障害者退院促進支援員	長期入院患者数	支援対象者数	退院者数	内 訳						
					介護保険施設	自立支援施設	生活保護施設	老人福祉施設	年金自立	他市移管	居宅復帰
	1	190	100	17	4	2	3	1	4	1	2

## 自立支援サービス整備事業

### 伊丹市職場適応訓練推進事業

#### 1. 職場適用訓練推進事業要綱の策定

##### 目的

被保護者に対し、勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、一定の事業所等において職場適応のための訓練等を行い、被保護者の処遇の充実及び自立を促進することを目的とする。

##### 対象者

被保護者のうち職場又は適職がない者、傷病等により長期間稼働していない者若しくは職親的援護を必要として稼働稼働していない者等。

##### 訓練実施機関

仕事の場を提供し、職場適応のための訓練等を行わせることにより、その適応意欲を助長することに意欲を有する個人又は法人若しくは公的施設等であって、福祉事務所長が適当と認める事業所。

##### 訓練期間等

- 1.原則として、6カ月。ただし、事業目的を達成するため、福祉事務所長が認めた場合は、最長1年まで延長。
- 2.訓練時間は、1日4時間以内とし、1カ月当り、20日を限度。

#### 2. 職場適用訓練の流れ

1. 稼働年齢者のなかから、支援対象者を就労促進相談員につなぐ。
2. 仕事場を見学後参加者を決定。
3. 毎月、訓練者の状況把握をおこない、期間等を決定。
4. 訓練終了後の処遇を検討する。

#### 3. 職場適用訓練の参加状況

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	累計(S63~H19)
授産施設						2名	2名
清掃会社							5名
精神施設		2名	3名	2名		2名	9名
店舗							2名
造園会社	1名	4名	1名		1名	1名	24名
福祉店舗							3名
合計	1名	6名	4名	2名	1名	5名	45名

○ 社会参加促進プログラム（加西市福祉事務所）

加西市福祉事務所では、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターや小学校や市役所各課と連携して、社会生活の維持発展が必要な被保護者に対して、社会福祉施設や公共施設等でのボランティア活動を、本人の意向を踏まえて推進している。

1 支援のながれ

○ 対象者の選定

稼働能力を有さず、近隣・親戚等との交流が希薄で、地域社会との交流が必要と考えられる者、頻繁に浪費の傾向がみられる等、日常生活が乱れており、生活の維持・向上の義務を果たしていないと考えられる者、稼働能力を有するが、生活が乱れ、直ちに就労することが困難な者等のうち、生活実態を把握したうえでプログラム参加の適否を判断し、支援対象者として選定する。

○ 対象者の自覚を促進する

対象者に対して、プログラム参加の趣旨や期待される効果等を説明し、対象者本人の社会参加意識を助長する。

○ ボランティア活動等の斡旋・参加

対象者の生活実態、傷病等を勘案し、適したボランティア活動等への参加を依頼すべく、関係機関と連携する。

○ ボランティア活動等の継続

支援期間を概ね1年としているが、対象者に目覚ましい改善が見られる場合には、プログラム終了後であっても、支援を継続する。また、活動実績や自立の意識や意欲が認められる者については、対象者の意向も把握したうえで、求職活動等を支援していく。

2 支援結果

○ 平成18年8月から実施し、12月までに2人が支援対象者。どちらも、小学生の見守りボランティア等の活動に継続的に参加中。

## 「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」活用プログラムの実施手順

- ① 入院中の精神障害者数を把握し、このうち退院可能な精神障害者を選定する。  
別紙1「計画表」の作成。

〈選定方法〉

- ①病状調査、要否意見書等により判断
- ②主治医、嘱託医との協議により、退院可能性のある者を支援対象者として選定



- ② 「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」の活用を図る。
- ・保健所（担当課：障害保健福祉グループ）に相談する。
  - ・地域生活支援センターに相談する。[H19度は県内4カ所（下表参照）]

地域活動支援センター名称	事業実施者	担当圏域
○和歌山支援生活センター ○地域生活支援センター櫻	(福)一麦会 (医)宮本病院	和歌山市・海草
○紀の川・岩出生活支援センター	(福)一麦会	那賀・伊都
○紀南障害者地域生活支援センター	(福)やおき福祉会	西牟婁・東牟婁

※（有田・日高圏域は、H20年度より事業実施を目指す。）



- ③ 精神科病院・支援対象者・地域活動支援センター との調整を図り、同意を得る。



- ④ 「和歌山県精神障害者退院促進支援事業」の開始。  
別紙2「記録表」を作成し、事業の経過を記録する。

## 生活保護精神障害者退院支援プログラム（島根県出雲市）

精神科病院・病棟に入院している被保護者のうち、在宅または施設生活等への移行可能な者に対する支援を実施するため、H19年度から精神保健福祉士等を雇用する事業所（事業委託）等と連携し支援を実施。併せて「精神障害者退院支援事業」を活用するプログラム（生活保護精神障害者退院支援プログラム）を策定し、福祉事務所としての支援内容等を明確にした。

### ○ 概要

支援事業については、対象者を選定した後、事業所の退院支援員（委託）による退院促進及び自立に向けた支援を「退院前訓練」、「退院先の確保・調整」、「退院後の生活・就労訓練」といった形で一定期間支援を実施していく。また、退院支援等に関する検討、評価等を実施するための「退院支援ネットワーク会議」を設置。

### ○ 支援内容

・対象者…原則、精神科に3ヵ月以上入院している者で、地域において受入条件が整えば退院が可能であると主治医が認め、かつ本人に退院・自立の意思のある者。

・ネットワーク会議…対象者の選定、対象者・家族等の意向確認、退院前・後の支援計画の作成、退院先の確保・調整、その他の退院支援等を行う。

（構成メンバー）医療機関、相談支援事業所、障害者福祉サービス事業所又は精神障害者社会復帰施設、保健所、関係行政機関、その他必要と認める者

・「退院前訓練」…支援計画に基づき、退院支援員を中心に、医療機関、家族等とも連携し、退院に向けた支援を実施。

・「退院先の確保・調整」…自宅、アパート、GH、施設等、退院支援員を中心に確保・調整を行う。

・「退院後の生活・就労訓練」…退院後、原則6ヶ月間、委託先の事業所の機能も活用しながら、生活・就労に関する訓練を実施。

### ○ 実施状況

・H19年4月から実施。12月段階で、支援対象者・参加者数16名、退院者5名（自宅1名、アパート等1名、GH1名、施設入所2名）

## 精神障害者退院支援プログラムの事例（竹原市）

竹原市では、精神科病院に入院している被保護者で、病状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、居宅生活への移行、又は、施設入所等を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促進することを目的とし、個別支援プログラムを策定し支援を実施している。

### 1. 支援に関するプログラムを策定

#### ○ 支援プログラムを策定

竹原市では、平成18年度策定の竹原市障害福祉計画において、地域での受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、平成23年度末までの目標減少数値として10人が設定された。この計画を踏まえ、生活保護被保護者の退院可能減少目標値を次のとおり設定する。竹原市福祉事務所の把握する生活保護被保護者の退院可能精神障害者は6人となっており、平成23年度末までの目標減少数を5人と設定し、生活保護被保護者に係る退院支援プログラムを策定し、竹原市福祉保健課、広島県東広島地域事務所等関係機関と連携を図りつつ、精神障害者在宅生活支援プログラムの策定、平成18年度から実施している竹原市精神障害者就労支援プログラムと組み合わせ、平成24年度までに退院可能な精神障害者を解消することを目指す。

### 2. 支援の流れ

#### ○ 支援対象者の選定

4月1日現在で精神科病院に入院している被保護者について、5月31日までに支援対象者台帳を作成する。台帳搭載者について、6月1日～11月31日の間に病状調査等及び嘱託医協議を行うとともに、支援対象者としての可否を判断する。支援対象者と判断された者については、精神障害者退院支援プログラム個人票を作成する。

#### ○ 支援の内容

- ① 外泊訓練の支援
- ② 住宅の確保に関する支援
- ③ 施設入所の支援
- ④ 一時扶助の支給に関する支援
- ⑤ その他の必要事項

#### ○ その他

居宅生活に移行する支援対象者に対しては、「精神障害者在宅支援プログラム」「精神障害者就労支援プログラム」への移行を検討する。

### 3. 支援の効果（H19.4.1～19.12.31）

（単位：人）

プログラム名	策定年月	支援対象者数	達成者数
竹原市精神障害者就労支援プログラム	18.9	6	4
竹原市精神障害者退院支援プログラム	19.10	1	1
竹原市在宅生活支援プログラム	19.10	0	0

## 善通寺市自立支援プログラム（稼働年齢者就労指導事業）概要

### 1 目的

就労意欲を有する者（以下「支援対象者」という。）に対して、就労支援員がきめ細やかな助言・指導をすることにより、支援対象者の経済的・社会的自立を促すことを目的とする。

### 2 概要

就労支援員が、支援対象者の意向を踏まえた上で就労指導を行い、支援対象者に求職活動をするよう促す。

### 3 対象者の選定

対象者の選定は、下記の基準で選定する。

- ① 就労について動機付けが行われ、ある程度就労意欲のある者。
- ② 現在就労しており、転職、増収を図る者も対象とする。
- ③ 就労しても「収入増廃止」に至らない可能性のある者も対象とする。
- ④ 傷病、障害など有する者であっても、就労意欲がある者については対象とする。
- ⑤ 就労意欲を有する者であれば、年齢は問わない。
- ⑥ 就労に伴う技能習得の意思がある者。

### 4 実施方法

（1）生活保護受給中の支援対象者について

#### ア 依頼の手順

- ① 担当CWは、被保護者にプログラムについて説明し、利用の合意を得る。
- ② 第1回目の就労支援員と支援対象者との面接により就労支援開始とする。

#### イ 事務処理

就労支援員は、就労支援プログラム経過記録（以下「経過記録」という。）を随時担当CWに報告する。

（2）生活保護新規開始の支援対象者について

就労支援において、タイミングをはずさないということは非常に重要である。

新規の支援対象者で、先に示した「3-対象者の選定①～⑥の要件」を満たす者に関しては、早い段階で就労支援プログラムを活用する必要がある。このため、生活保護開始決定後、すぐに就労支援プログラムの利用を検討する。

ただし、現在通院中の者等で就労阻害要因が考えられる者については、受療状況報告書等により稼働能力を把握した上で検討する。新規開始で就労支援を行う支援対象者については、保護継続の支援対象者と同じ手順（4-（1）参照）で支援していく。

また、必要に応じ支援対象者がハローワーク（公共職業安定所）等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などに同行し、必要な支援を行う。

### 5 評価について

就労支援は、短期集中的な支援が有効であり、ある程度の期間を設定し、支援内容を評価する必要がある。当面3ヶ月を目安として設定する。

3ヶ月経過時、就労決定時、または、支援の継続・中止について判断が必要なとき、以下のように評価する。

#### ① 就労に結びついた者

担当CWは、就労が決定した支援対象者については、ケース記録に記入し決裁をする。

#### ② 就労意欲はあり求職中だが、就労に至らない者

担当CWは、課長・課長補佐・査察指導員及び就労支援員と協議し、支援を継続するか中断するかを決定する。支援継続の場合、さらに3ヶ月支援する。

#### ③ 支援を打ち切る者

担当CWは、課長・課長補佐・査察指導員及び就労支援員と協議し、現段階では就労が困難と判断された者については、支援を打ち切る。

担当CWが再び動機付け等調整を行い、再度就労支援プログラムに組み込むことは可能とする。

このように支援後の結果の類型化を行うことによって、今後の検討材料にすることができる。

### 6 情報の共有化・支援力を高めるために

ケース診断会議等を利用して、検討会を実施し、就労につながった例、つながらなかった例を紹介、どういった支援対象者がうまくいき、どういった支援対象者がうまくいかなかったかを担当CWが把握することによって、今後の参考にすることができる。

担当CW、就労支援員より経過、就労につながったまたはそうでなかった要因等についてコメントする。それに対して質疑応答を行う。

検討会を定期的に行うことにより、就労支援事業に対し組織的に取り組むことができる。